

## 1P119

## O県北部の離島における島外出産への支援体制の現状と課題

田場 真由美<sup>1,2</sup>、廣井 真菜<sup>1</sup>、根間 京子<sup>2</sup><sup>1</sup>公立大学法人 名城大学 人間健康学部看護学科<sup>2</sup>公立大学法人 名城大学大学院看護学研究科

## 【Iはじめに】

離島在住の妊婦は、出産できる十分な医療機関が完備されていないために島外出産を余儀なくされている。そのために、行政は島外出産する家族への渡航費や宿泊費等の支援を実施している。今回は、O県北部離島在住の島外出産を経験した育児期の母親の思いから支援の現状と課題を明らかにすることとした。

## 【II方法】

1. 研究対象：島外出産経験者。2. 調査期間：2020年7月～9月。3. 研究方法：島外出産経験者に半構造的面接法で実施。インタビュー内容は⑦妊婦健診で苦勞したこと、④島外出産時の家族の対応や支援について、⑤島外出産で不安や苦勞などである。3) データ分析方法：分析は内容分析法で実施した。分析はインタビューの実施者と共同研究者2名でデータの信憑性を高めるように分析検討を実施した。4. 倫理的配慮：名城大学研究倫理審査を受け実施した。

## 【III結果】

1) 研究協力者は3自治体でA、B、C島在住の7名。A島4名、B島2名、C島1名で電話インタビュー（26分～37分間）で実施した。O県北部に位置する島外出産経験者の島外での妊婦健診や島外出産、子育ての心境について、逐語録から192のコードが抽出され、30のサブカテゴリー、8のカテゴリーが生成された。カテゴリーは【夫や子ども、島内外の実家のありがたいサポートがあったからこそ妊娠、島外出産が行えた】【長い島外での生活期間では島に残してきた夫や子どもの心配が絶えない】【離島であるがゆえ、交通や受診の際には不便や不安が付きまとう】【宿泊やフェリー代に関わる助成制度で家計は助かった】【家族や妊婦の待機時・緊急時などのフェリー代・宿泊費助成や、保健師による支援、情報提供があれば、さらに安心して負担の少ない島外出産が可能である】【妊婦健診は出産まで休まずに受診した】【島外での産前産後での生活は気分転換になる外出はしなかった】【地域のママ友や保健師、役場の方々との交流はとても心強いが、いないと孤独感の高い子育てである】であった。

## 【IV考察】

離島の自治体は少子高齢化の深刻な状況の中、妊産婦の島外出産へ公的サービスを導入していた。しかし、離島であるがゆえ、民間の育児支援などが無く夫や子ども、実家への協力者の存在が欠かせないこと、フェリー代の補助や島に専門の医療機関がないことの影響、ママ友や保健師との交流の必要性等が明らかになった。

## 1P120

## 産後ケア事業の展開～その①全国調査から～

佐藤 拓代<sup>1</sup>、秋山 千枝子<sup>2</sup>、鏑溝 和子<sup>1</sup><sup>1</sup>公益社団法人母子保健推進会議<sup>2</sup>あきやま子どもクリニック

## 【目的】

産後ケア事業は2014年から厚労省モデル事業として市区町村で開始され、母子保健法改正により2021年4月から市区町村の努力義務事業となった。産後ケア事業実施実態を把握し、2021年からの事業展開の基礎資料とすることを目的とする。

## 【方法】

2020年6月に、厚労省から産後ケア事業の補助金を交付されている941市区町村に郵送による質問紙調査を行った。

## 【結果】

866か所（92.0%）から回答があった。宿泊型は特別区の2.6%、政令指定都市の2.2%、中核市の6.0%、市の52.6%、町の29.7%、村の6.8%が実施し、デイサービス型は特別区の1.8%、政令指定都市の2.1%、中核市の6.5%、市の52.3%、町の32.8%、村の4.5%、アウトリーチ型は特別区の3.3%、政令指定都市の1.7%、中核市の3.6%、市の52.2%、町の32.3%、村の3.9%が実施していた。回答のあった自治体の出生数当たりの利用割合は宿泊型0.88%、デイサービス型1.58%、アウトリーチ型1.07%であった。1泊2日の宿泊型で一般世帯の平均自己負担額は、病院等で6,885円、助産所7,491円、デイサービス型では病院等で2,232円、助産所2,319円、アウトリーチ型では1,151円であった。課題と感じていることは「利用要件・利用手続き・周知方法」29.7%、「実施施設数が少ない・ない」15.9%、「本人が断る、きょうだいの受け入れ先がない」12.9%、「料金の設定・予算確保」6.8%、「実施施設が遠方」5.4%、「精神疾患。知的障害の受け入れ先がない」3.7%、「多胎」2.9%などであった。

## 【考察】

母子保健法で位置づけられた産後ケア事業は、従来の出産後4か月頃までから出産後1年となり、母親の身体的回復や心理的な安定を促進するとともに母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかに生活することを目的としている。厚労省のガイドラインでは同居家族の有無にかかわらず積極的な利用を推奨、養親、里親、父親も支援の対象、里帰り出産や多胎児家庭への配慮も行うとされており、より多くの家庭が利用しやすい事業を目指している。市区町村での取組が広がることに期待したい。本報告は母子保健推進会議が厚労省から委託事業として行った令和2年度「産後ケア事業の利用者の実態に関する調査研究事業報告書」による。